

日本国際情報学会事務局運営規則

日本国際情報学会（以下、「学会」という。）規約第43条に基づき、学会事務局の運営に関する必要な事項を定める。

（事務局業務）

第1条 事務局は次の業務を行う。

- （1）学会の活動計画の作成及び実施に関すること。
- （2）学会の会計に関すること。
- （3）関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- （4）その他、会長が必要と認めるもの。

（専決）

第2条 事務局業務については、事務局長の専決事項とする。

2 事務局業務のうち、特に重要な事項については、理事会の決裁をとるものとする。

（会計）

第3条 事務局の会計を管理するため、次の帳簿を設置する。

- （1）総合収支帳
- （2）収入整理帳
- （3）支出整理帳

（分科会）

第4条 分科会活動に要する予算は幹事が事務局へ申請する。

- 2 年度予算は上限三万円として実費で支給する。
- 3 1分科会あたり年間1回までの予算申請ができる。
- 4 分科会は行事施行後、学会ホームページへの掲載を前提とした報告書を事務局長へ提出する。

（入会手続き）

第5条 事務局は、新会員が入会したとき、会員に周知するものとする。

（会費手続き）

第6条 本会の年会費納入は、入会を承認月より1カ月以内におこなうものとする。

- 2 本会の継続年会費納入は、毎年4月～6月に行うものとする。
- 3 事務局長は日本国際情報学会規約の規定に基づき会費未納の会員に納入を督促するものとする。また、督促に応じない会員を除名する。

（退会手続き）

第7条 事務局長は退会を希望する会員が入会年度より退会年度までの会費を全納している事を確認した上で退会受理する。

2 事務局は退会を希望する会員に未納年がある場合、会費を督促する。また督促しても従わない会員は除名する。

3 事務局は、会員が退会・除名したとき、会員に周知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

平成22年7月15日 改定

平成24年4月1日 改定

平成27年5月9日 改定

平成27年12月5日 改定